

区内保育施設
在園児童の保護者の皆様へ

世田谷区保育部長 和田 康子

令和4年3月1日以降の保育の対応について

日頃より、世田谷区の保育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

区内保育施設では、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大期のリスクの軽減へつなげていくため、2月1日以降、「新しい日常における保育」縮小保育(保育対応レベル2)に引き上げ、保護者の皆様には登園自粛の協力のお願いを続けてきたところです。この間、感染症対策をはじめ、登園を控える等ご協力いただき、誠にありがとうございます。

この間の区内保育施設の感染状況は、一部の施設においてクラス内で継続して感染者が出ているものの、休園する施設はピーク時より減少し、全体的には収束に転じてきております。

また、さらなる感染拡大防止を目的として、施設職員、利用者の感染の早期発見のため、濃厚接触者への抗原定性検査キットの配布や臨時PCR検査会場の活用など感染拡大防止策を進めております。

保護者の皆様には、急激な感染拡大期のリスクの軽減へつなげていくために、登園自粛の協力のお願いをしてまいりましたが、感染拡大防止策の体制強化等の状況を踏まえ、2月28日(月)をもちまして、登園自粛の協力のお願いを終了し、3月1日(火)からは、「新しい日常における保育」通常保育(保育対応レベル1)に切り替えることといたします。

引き続き、保護者の皆様には感染拡大防止のため、下記のとおり、感染症対策の徹底と保育時間の短縮や、お子様及びご家族に発熱や咳の症状がみられる場合には登園を控えていただくなど、感染予防の観点から園運営へのご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 保護者の皆様へのお願い

感染リスクを最小限にとどめ、保育施設の「密」を極力回避するために、保育時間の短縮や、登降園分散に、可能な範囲でご協力をお願いいたします。

各保育施設では引き続き、感染拡大防止の徹底を図ってまいりますので、ご家庭でも、引き続き、感染予防(手洗い、咳エチケット、換気、消毒等)へのご協力をお願いいたします。

お子様のマスク着用については、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関するQ&A(第十三報)」に基づき、お子様一人一人の発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めておりません。

登園前にお子様の体温を計測し、発熱や咳等の症状がある場合は登園を控え、自宅で休養を取り、体調が回復してから登園してください。また、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園はお控えください。ただし、呼吸器症状

等が感染性のものでないと医師が判断した場合は、その限りではありません。

保護者、同居の家族の方に咳や発熱等の症状がある場合のお子様の登園はお控えください。

保護者の方は、送迎の際はマスクの着用、施設内に入るときの手指消毒をお願いします。各園で行っております感染症対策に引き続き、ご協力をお願いします。

ご家族に体調不良の方、新型コロナウイルス感染症の疑いのある場合や検査の対象になった場合は、お通いの園にお知らせいただき、検査結果もお伝えください。

濃厚接触者となった場合は、検査の結果に関わらず、健康観察期間の登園をお控えください。

2 保育料等の取り扱いについて

保育料等の日割り対応及び補助については、2月末をもって終了します。3月分以降については、通常の手続きのとおり、認可保育園については登園（利用）の有無、日数に関わらず1か月分の保育料等を徴収します。保育料等は保育園の運営を維持するための貴重な財源となりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

ただし、保育施設関係者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより、施設が臨時休園等した場合は、対象施設の在籍児童について、「臨時休園等の措置を実施した期間及び、それに係る在籍児童の健康観察期間」の保育料の日割り対応を実施します。詳しくは、対象となった施設に通知をいたします。

保育料等の取り扱いについてのご質問は、通われている園ではなく、入園担当までお問い合わせください。また、認可外保育施設の保育料補助については、各施設担当までお問い合わせください。

【担当】

区立保育園に関する事 電話 03-5432-2319

私立保育園に関する事 電話 03-5432-2320

認定こども園・地域型保育事業に関する事 電話 03-5432-2334

認証保育所に関する事 電話 03-5432-2324

保育室・保育ママに関する事 電話 03-5432-2572

認可保育園等の保育料等に関する事 電話 03-5432-1200